

(1) 家屋調査について〈1日目：1頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
◆ 家屋調査とは何なのか。	工事による近隣家屋への影響の有無について、正確に判断する資料を得るため、工事着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を調査するものです。
◆ 家屋調査について聞きたい。	工事による近隣家屋への影響の有無について、正確に判断する資料を得るため、工事着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を調査するものです。
◆ 何のために調査するのか。	工事による近隣家屋への影響の有無について、正確に判断する資料を得るため、工事着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を調査するものです。
◆ 今回の説明会で示されている工事前家屋調査の対象となる家屋数は何軒か。	影響範囲内にある家屋は約80軒です。
◆ 対象家屋はオレンジ色のところか。	そのとおりです。
◆ 説明会資料p49の「辞退された場合は、工事の因果関係を建物所有者側が調べる」という記述について納得がいかない。	調査をご辞退された場合、東京都として事前調査の記録を持っていないため、何らかの被害があったとしても、工事との因果関係を把握することができないためです。

(1) 家屋調査について〈1日目：2頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家の基礎が壊れた時、すぐに直すのか。 ◆ レベル測定は基礎天端で行うなのか。オフセット測定はしないのか。 ◆ 工事の途中で損傷が発生した場合、修理しないのか。費用は誰が負担するのか。 ◆ 自分で撮影した写真を提供するのを報告書に加えてほしい。 子が帰省した後に内部調査を実施してほしい。 	<p>まずは、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。</p> <p>基礎天端が原則ですが場合によっては外壁下端で測定します。オフセットの場合は点の記を写真で記録しておきます。</p> <p>まずは、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。</p> <p>家屋調査については、都が委託した調査会社（株式会社東京用地補償）が調査を実施し、内容を報告書として整理します。専用の器具を用いて測定・記録をするため、ご自分で撮影した写真は代替にはなりません。 申し訳ありませんが、速やかな調査実施にご協力をお願いします。</p>

(1) 家屋調査について〈1日目：3頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
<p>◆ 今回の説明会で示されている工事前調査の期間はどれくらいか。</p> <p>◆ 工事に伴い影響が出る事が確定しているのか。</p> <p>◆ 家屋調査項目について説明してほしい。</p>	<p>工事の進捗段階に応じて、調査の実施時期が異なります。各ステップにおける調査完了の目安時期は、ステップ1では2026年5月中旬まで、ステップ2では2026年5月下旬まで、ステップ3では2026年8月下旬まで、ステップ4では2027年3月中旬までに調査を完了する予定です。（工事説明会資料P52以降参照）</p> <p>工事中は家屋に影響が出ないよう最適な工法を選定し、工事を進めていきますが、家屋に影響が出る可能性があります。</p> <p>(1) 家屋の全景、(2) 外壁の亀裂、浮き、(3) はらみ等、内壁の亀裂、隙間、浮き、はがれ、漏水あと等、(4) タイル張り部分の亀裂、破損等、(5) 内壁と柱、回縁などとのすき間、(6) 柱、床などの傾斜、(7) 建具の建付け状況、(8) 建物基礎の亀裂、(9) 叩き、土間などの亀裂、破損等、(10) 建物の沈下、傾斜及び建物基礎の変形、(11) 屋根の状況、(12) 天井の卑劣、漏水あと等、(13) 外壁・工作物の沈下、傾斜、損傷</p>

(1) 家屋調査について〈1日目：4頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
◆ 調査箇所を申し出れば調査してくれるのか（地下室など）。	調査箇所のご希望がある場合は、調査時に調査員へお申し出ください。
◆ 期間が10年あるので、何年かスパンで調査してほしい。また、その際は調査を希望するかしないかの案内文を投函してほしい。	家屋の損傷が確認され、工事によるものと疑われる場合には、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。
◆ 調査時入られたくない部屋について調査機器を借りて代わりに写真を撮ることは可能か。外環工事ではそのような対応もしていたと聞く。	家屋調査については、都が委託した調査会社（株式会社東京用地補償）が調査を実施し、調査内容を報告書として整理します。専用の器具を用いて測定・記録をするため、ご自分で撮影した写真は代替にはなりません。
◆ アマチュア無線アンテナがあるが調査してくれるのか。	調査時に調査員へお申し出ください。

(2) 調査対象範囲について 〈1日目：1頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆調査対象範囲について	
<p>◆ 家屋調査の範囲がこういった基準に基づいて決まっているのか（根拠）を説明会の資料に記載してほしい。住民に分かりやすいように説明資料の文字数を少なくしているのは分かるが、文字が少ないと何を説明したい資料が分からない。</p>	<p>調査対象範囲については、「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領（東京都建設局）」に基づき、工事区域に沿って約30mの範囲および、立坑中心から約75mで設定しています。頂戴したご意見については、次回説明会資料作成の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>◆ 調査対象の範囲は、どのように設定しているのか。</p>	<p>調査対象範囲については、「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領（東京都建設局）」に基づき、工事区域に沿って約30mの範囲および、立坑中心から約75mで設定しています。</p>
<p>◆ 調査範囲が狭い、軟弱地盤のため心配だ。</p>	<p>調査対象範囲については、「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領（東京都建設局）」に基づき、工事区域に沿って約30mの範囲および、立坑中心から約75mで設定しています。</p>
<p>◆ 対象ラインの1軒隣の家屋だが、対象にならないのか。</p>	<p>【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。</p>

(2) 調査対象範囲について〈1日目：2頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆調査対象範囲について	
<p>◆ 五日市街道沿いに住んでいるが、そこは調査対象ではないのか。</p>	<p>五日市街道沿いは、シールドトンネル工事の際に影響範囲となる可能性があるため、家屋調査については、令和12年度上半期の説明会にて、ご説明いたします。</p>

(3) 補償について〈1日目：1頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆補償について	
◆ 賠償とは、お金で支払うのか。	賠償は原則、金銭にて行います。
◆ 賠償は、1回なのか。	工事の事前調査と事後調査で確認を行い、工事との因果関係が認められた場合は、金額を算定し、1回で支払います。
◆ ロケット公園の南側に住んでおり、工事の騒音対策として二重サッシの対応や引っ越しの費用を補償してほしい。	工事に当たっては、周辺への影響が最小限となる工法の選定や防音対策を施し、法令に則って進めていきます。 工事中の騒音が気になる場合は、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。
◆ どのような場合に補償されるのか。	工事に起因する損害であるかどうかを確認したうえで、工事によるものと認定された場合は現況復旧に係る費用をお支払いいたします。金額については、個別具体の状況や事象の内容に応じて、適切に算定してまいります。
◆ 精神的な補償について金銭の支払いはあるのか	工事によるものと疑われた場合は、まずは、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。

(4) その他について 〈1日目：1頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆その他について	
<p>◆ 家屋調査だけの説明会を開いてほしい。</p> <p>◆ 全軒対象の住民説明会を開いてほしい。</p>	<p>家屋調査は、建物ごとの状況や構造を踏まえながら実施する調査です。また、調査項目や手法の説明についても、実際の建物の状況を踏まえて説明する必要があることから、説明会形式ではなく、各戸ごとに内容をご説明し、ご意見を伺いながら実施してまいります。</p> <p>家屋調査は、建物ごとの状況や構造を踏まえながら実施する調査です。また、調査項目や手法の説明についても、実際の建物の状況を踏まえて説明する必要があることから、説明会形式ではなく、各戸ごとに内容をご説明し、ご意見を伺いながら実施してまいります。</p>

(1) 家屋調査について〈2日目：1頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ シールドトンネル工事における家屋調査の範囲については、シールドトンネル工事に着手するタイミングで説明があるという認識でよいか。 ◆ 調査の頻度は、何回か。 ◆ 事前調査はいつ実施するのか。 	<p>そのとおりです。</p> <p>調査は事前及び事後の原則2回です。工事中に家屋の損傷が確認され、工事によるものと疑われた場合には、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。</p> <p>工事の進捗段階に応じて、調査の実施時期が異なります。各ステップにおける調査完了の目安時期は、ステップ1では2026年5月中旬まで、ステップ2では2026年5月下旬まで、ステップ3では2026年8月下旬まで、ステップ4では2027年3月中旬までに調査を完了する予定です。（工事説明会資料P52以降参照）</p>

(1) 家屋調査について〈2日目：2頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
<p>◆ 調査箇所について、教えてほしい。</p> <p>◆ 工事後に家屋に変化があった時に工事による被害と判断する具体的な数値はあるのか。</p> <p>◆ 家屋調査を受ける時に気を付けることはあるか。</p> <p>◆ 家屋調査とは何か。</p>	<p>【調査項目】 (1) 家屋の全景、(2) 外壁の亀裂、浮き、(3) はらみ等、内壁の亀裂、隙間、浮き、はがれ、漏水あと等、(4) タイル張り部分の亀裂、破損等、(5) 内壁と柱、回縁などとのすき間、(6) 柱、床などの傾斜、(7) 建具の建付け状況、(8) 建物基礎の亀裂、(9) 叩き、土間などの亀裂、破損等、(10) 建物の沈下、傾斜及び建物基礎の変形、(11) 屋根の状況、(12) 天井の卑劣、漏水あと等、(13) 外壁・工作物の沈下、傾斜、損傷</p> <p>数値で工事影響があったのか判断するのではなく、事前調査と事後調査を比較すると共に振動や地盤変形の調査結果を考慮し、判断します。</p> <p>普段どおりの生活をしていただいで結構です。</p> <p>工事による近隣家屋への影響の有無について、正確に判断する資料を得るため、工事着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を調査するものです。</p>

(1) 家屋調査について〈2日目：3頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆家屋調査について	
<p>◆ 調査項目の詳細および、調査方法について教えてください。</p> <p>◆ 文章だけではわからない。わかりやすいフローで説明して明記していないときちんと賠償してもらえるか不安である。</p>	<p>【調査項目】 (1) 家屋の全景、(2) 外壁の亀裂、浮き、(3) はらみ等、内壁の亀裂、隙間、浮き、はがれ、漏水あと等、(4) タイル張り部分の亀裂、破損等、(5) 内壁と柱、回縁などとのすき間、(6) 柱、床などの傾斜、(7) 建具の建付け状況、(8) 建物基礎の亀裂、(9) 叩き、土間などの亀裂、破損等、(10) 建物の沈下、傾斜及び建物基礎の変形、(11) 屋根の状況、(12) 天井の卑劣、漏水あと等、(13) 外壁・工作物の沈下、傾斜、損傷</p> <p>【調査方法】 写真撮影、測定（高さや傾斜、損傷個所の幅・長さ等）、スケッチを行います。</p> <p>頂戴したご意見については、次回説明会資料作成の際の参考とさせていただきます。</p>

(2) 調査対象範囲について 〈2日目：1頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆調査対象範囲について	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事範囲外の家屋は調査しないのか。 ◆ 調査範囲について、知りたい。 ◆ 道を挟んだ一軒隣の家屋だが、調査対象から外れていて心配である。 何かあったらどこが適切に判断してくれるのか。 ◆ 地図の茶色の線はなにか。 ◆ 対象家屋は自己申告しないと調査してもらえないのか。 ◆ オレンジが対象家屋となるのか。 	<p>気になることがあれば、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。</p> <p>調査対象範囲については、「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領（東京都建設局）」に基づき、工事区域に沿って約30mの範囲および、立坑中心から約75mで設定しています。</p> <p>まずは、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。</p> <p>茶色の線で囲まれたところは工事の影響範囲です。</p> <p>「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領（東京都建設局）」に基づき、影響範囲を設定しております。対象家屋の方には、都が委託する調査会社（株式会社東京用地補償）から改めてご案内のうえ調査を実施いたします。</p> <p>そのとおりです。</p>

(2) 調査対象範囲について 〈2日目：2頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆調査対象範囲について	
◆ 線がかかっていない家屋はどうなるのか。	原則、工事の影響範囲内の家屋が調査対象となりますが、工事中、気になる場合は、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。
◆ 調査範囲の設定基準はなにか。	調査対象範囲については、「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領（東京都建設局）」に基づき、工事区域に沿って約30mの範囲および、立坑中心から約75mで設定しています。
◆ 立坑周りだけ約75mなのはなぜか。	調査対象範囲については、「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領（東京都建設局）」に基づき、工事区域に沿って約30mの範囲および、立坑中心から約75mで設定しています。
◆ 範囲は何か基準があるのか。	調査対象範囲については、「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領（東京都建設局）」に基づき、工事区域に沿って約30mの範囲および、立坑中心から約75mで設定しています。

(2) 調査対象範囲について 〈2日目：3頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆調査対象範囲について	
<p>◆ 境界からわずかに外れているところに住んでいる者です。事前をやらないと立証責任は建物所有者が持つとあるがそもそも調査範囲外で調査を実施しない建物は立証責任を建物所有者が持たないといけないのか。</p>	<p>原則、工事の影響範囲内の家屋が調査対象となりますが、工事中、気になる場合は、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。</p>

(3) 補償について〈2日目：1頁目〉

主な意見	回答および都の考え方
◆補償について	
<p>◆ 工事の賠償について、工事後なのか。</p>	<p>事前調査と事後調査を比較し、損傷が工事によるものか確認を行うため、工事後になります。工事中に何かありましたら、【工事に関する問い合わせ窓口】（平日9:00～17:00）までご連絡ください。</p>